



三条民主商工会  
 三条市興野 2-16-29  
 TEL32-2710  
 FAX32-2718  
 2021年1月4・11日  
 2448回

## 新年のあいさつ

会長 坂井鉄雄

新年あけましておめでとございます。コロナウイルスの感染が早期に終息することを願ひ、いつものような新年会を当たり前のようには開きたいものです。

さて、民商とは要求を上からおろすのではなく、地域の班・支部の個人々々からくみ上げた要求を持ち寄り、解決の糸口を探りあう活動こそ、民商運動の原点であると言われてきました。

しかし、近年の消費税増税不況、コロナ禍、会員の高齢化から班・支部の活動の停滞を招き、それが会員同士の交流を妨げ、民商の衰退につながっている状況があるようです。

このような状態をなんとか克服しようと、年を越す前の11月下旬に役員で泊まりの学習会を行いました（三条民商ニュース12月7日号参照）。

早速、条南四日町（曲淵）支部では12月に途切れていた役員会兼忘年会を開き意思を深めました。また、栄支部も支部役員会開催に向けた準備会を、民商の相談役でもある栄地区の坂井良永市議のお宅で開きました。西北中央支部も積極的に顔合わせの呼び掛けをしています。

本年こそ、停滞を打ち破って一歩でも前に進めるよう力を合わせましょう。

## 持続化給付金申請締め切り迫る 2021年1月15日（金）

申請に必要なもの

### ①令和元年の確定申告書

※税務署の收受印がない場合は納税証明書

「その2」も合わせて用意する

### ②売上減少50%以上の月の2020年の売上帳

### ③通帳

### ④運転免許証

※⑤青色申告の場合は決算書1~2ページ

民商事務所でもサポートしています。

家賃支援給付金の締め切りも1月15日です。

すぐに準備しましょう。

## 年末調整相談会

左記の日程で相談会を行います。  
 関係資料をお持ちください。

- ・従業員から提出された控除申告書（3種）
- ・令和2年度の源泉徴収簿
- ・源泉税納付書控え（1〜6月分）
- ・国保、介護保険料の人は昨年度と今年度の納税通知書

※国保等の減免を受けた人は「納付済額通知書」を自治体からもらってください。

- ・税務署から送られてきた年末調整の封筒
- ・控除に使う証明書など

### 三条民商事務所

1月5日（火）午前10時〜午後3時

1月6日（水）午前10時〜午後3時

※正午から1時までは昼休みです。

来所はご遠慮ください。

### 加茂支部事務所

1月7日（木）午後1時半〜4時

### 事業用家屋・償却資産の固定資産税

## 令和3年度分が全額、または半額軽減に！

コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者及び個人事業主に対して、令和3年度課税の固定資産税の特例措置（1年限り）があります。

令和2年2月から10月までの間で、連続する3か月間の事業収入の合計が、前年の同じ期間の合計と比べて30%以上減少している場合に申請できます。

市町村役場への申請締め切りは2月1日（月）

しかしながら、その前に支援機関（商工会議所など）の認定を受ける必要があります。

詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

※家屋の場合事業用部分のみ対象。 ※土地は対象外です。

### 年末年始の事務局

仕事納め 12月29日（火）

仕事始め 1月4日（月）

さかえ豆  
 入荷♪  
 塩味・甘味  
 各 250円

### 加茂市

問合せ先: 加茂市役所 商工観光課 ☎52-0080

#### 地域経済活性化支援事業

新潟県で受給しなかった事業所に対して三密対策経費の実費を支給

(1事業者5~20万円)12月28日まで受付

#### 家賃補助(賃貸の事業者)

持続化給付金申請者に建物分の賃料2か月分(4・5月分)を補助

(上限10万円)2021年2月28日まで受付

#### 上下水道料金相当額の補助(自己所有店舗事業者)

持続化給付金申請者に4月または5月請求分の上下水道料金相当額を補助

(上限10万円)2021年2月28日まで受付

### 田上町

問合せ先: 田上町役場 商工観光課 ☎57-6225

#### 感染症予防及び事業継続等緊急支援金

①持続化給付金申請事業者を対象に、従業員数に応じて上乗せ

(10万円~30万円)

②持続化給付金を受給していない事業者を対象に、

前年比売上減少率に応じて支給

(10万円~50万円)

#### 感染症予防及び事業継続等緊急支援金

①国の持続化給付金の上乗せ

従業員	1~4人	10万円
	5~9人	20万円
	10人以上	30万円

②国の持続化給付金を受けていないこと、  
今後受ける予定がないことが条件

売上減少 (前年比)	30%以上50%未満	50万円
	20%以上30%未満	30万円
	5%以上20%未満	10万円

2021年1月29日(金)締切

### 三条市

問合せ先: 三条市役所 商工課 ☎34-5610

#### 感染症予防企業環境整備補助金

市内事業者(法人、個人)を対象に感染症予防対策を目的とした設備導入等に

必要な経費の一部(5分の4)を補助

(従業員数20人未満の事業者の上限額は50万円)

※新潟県の三密対策支援金を受給した事業者でも、新たな設備導入や買い足し

などの場合は申請できます

#### 事業継続等支援補助金

対象要件 (1)正社員20人未満の市内事業者と接客を伴う市内飲食業者

(2)2020年1月以降、1か月の前年比売上減少率が30%以上の月がある

補助内容 (1)事業物件賃料

(2)事業物件の固定資産税

(3)事業物件の上下水道料金

(4)2020年4月~12月分の光熱費、通信費等の固定費

補助割合 (1)売上減少率50%以上で持続化給付金を受けた事業者→【支援1】

(2)売上減少率30%以上で持続化給付金を受けていない事業者→【支援2】

【支援1】

(1)事業物件賃料9か月分の4分の1相当額(上限10万円)

(2)事業物件の固定資産税の9か月相当額

(3)事業物件の上下水道料金の9か月相当額

(4)2020年4月~12月分の光熱費、通信費等の固定費(月あたりの上限10万円)

【支援2】

(1)事業物件賃料9か月分の8分の1相当額(上限5万円)

(2)事業物件の固定資産税の9か月の2分の1相当額

(3)事業物件の上下水道料金の9か月の2分の1相当額

(4)2020年4月~12月分の光熱費、通信費等の固定費(月あたりの上限5万円)

申請期限2021年2月26日(金)

どの経費が固定費に当たるか、受付窓口で個別の事情に応じているそうですので積極的に相談してください。(市役所第二庁舎101会議室 平日9時~5時)